

名寄市地域クラブ活動の実施・支援について

1. はじめに

本市では、少子化が進む中でも、将来にわたって子どもたちが継続的にスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保・充実させることを目的に学校部活動の地域展開を進めています。

運動部活動の地域展開については、指導者や活動場所の確保などの課題があることから段階的に地域展開を進めることとし、令和8年9月から休日に部活動を行わず、地域クラブ活動を開始します。

本資料は、地域クラブ活動の開始に伴い、本市が行う地域クラブ活動の実施及び地域クラブ活動に対する支援の内容を示し、円滑な地域クラブ活動の運営に資することを目的とします。

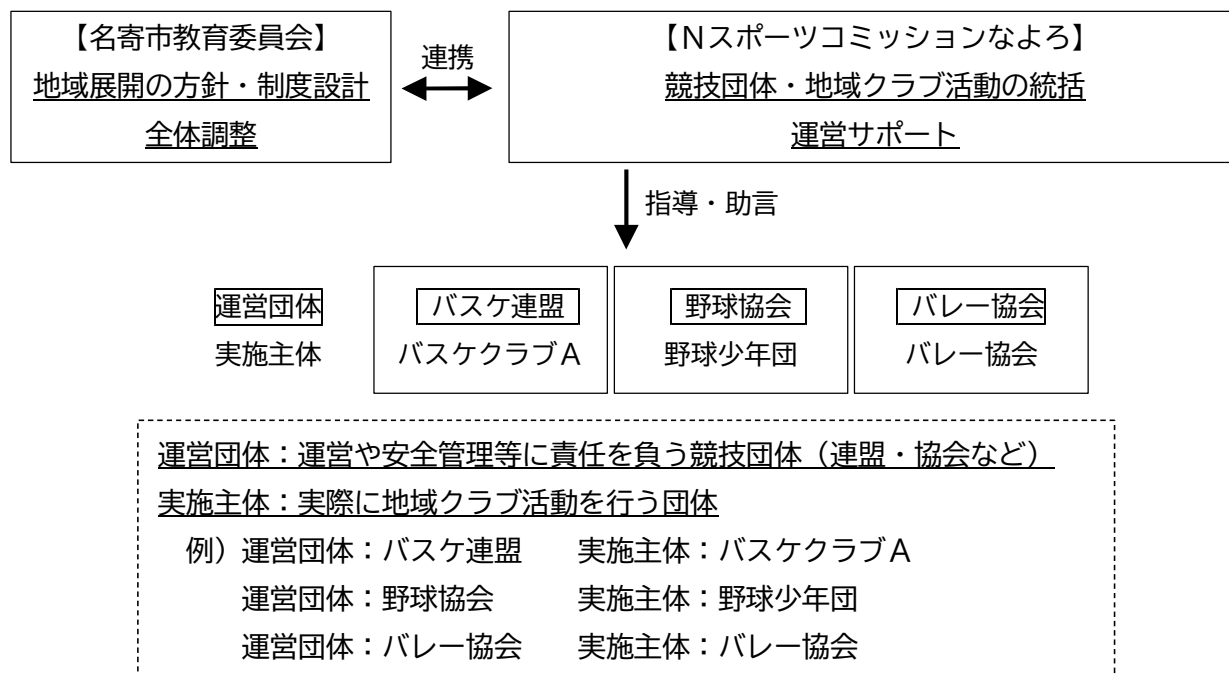
2. 地域クラブ活動の実施

(1) 実施体制

本市の運動部活動の地域展開については、競技団体が主体となり、中学生を含めたジュニア世代の育成環境の構築を基本方針として進めることとし、持続可能な活動となるよう取り組みを進めていきます。

地域クラブ活動は、地域クラブ活動を主催し、運営や安全管理に責任を負う競技団体が運営団体となり、実際に地域クラブ活動を行う団体が実施主体となり実施し、名寄市教育委員会がNスポーツコミッションなよろと連携し、運営団体及び実施主体に対し、必要な指導や助言、調整等を行います。

≪体制図≫



(2) 運営団体と実施主体の役割

運営団体・実施主体の体制によって、役割分担の在り方は多様であり、一つの団体が両者の役割を兼ねる場合や運営団体が運営・管理業務、実施主体が活動の実施業務を担うなど、下記に記載するパターン以外にも様々な分担の在り方が想定されます。

各運営団体・実施主体においては、あらかじめ関係者間で十分に調整を行い、それぞれの役割を明確にするほか、必要に応じて柔軟な対応や協力を行い運営することが重要となります。

《主な役割等》

主な役割	担当		
・指導助言、相談対応	市・Nスポ		
・リスク管理等の研修実施	市・Nスポ		
主な役割	パターン①	パターン②	パターン③
・運営方針、運営計画の策定	（運営団体と実施主体が同じ場合） 運営団体⇨実施主体	運営団体	運営団体
・実施主体の活動状況の管理、			
・責任主体の明確化、危機管理マニュアル作成			
・保険加入状況や補償内容の確認		実施主体	
・収支計画の作成、会計・税務処理、労務管理			
・競技団体等への登録、大会等への参加申込・運営従事			
・活動計画の作成、活動スケジュールの調整（日時・場所・指導者）		実施主体	
・指導者、活動場所、移動手段、消耗品や備品等の確保			
・学校との連携・情報共有			
・入会手続、会費徴収			
・参加者・保護者との連絡（活動内容や出欠確認等）			
・安全確保の取組			
・ニーズを踏まえた活動の実施			
・説明会、体験会の開催			

(3) 学校・部活動との連携

生徒の望ましい活動環境を構築するために、地域クラブ活動は学校と適切な連携を図ることが重要となります。特に令和8年9月から平日に部活動、休日に地域クラブ活動の活動体制となることから、指導の一貫性を確保する観点から緊密な連携を図る必要があります。

《主な連携内容》

- ・地域クラブ活動の活動方針・活動計画等を部活動と調整・共有すること
- ・部活動指導員や兼職兼業教職員による共通の指導者により指導すること
- ・地域クラブ活動での学校施設の活用や教職員の兼職兼業等を円滑に行うために必要な連絡調整を行うこと
- ・地域クラブ活動への参加促進等のため、学校と連携し、生徒や保護者に情報提供を行うこと

3. 地域クラブ活動への支援等

本市では、地域クラブ活動が主体的で継続的な活動となるよう次のとおり支援を行います。

(1) 地域クラブ活動の認定

国が令和7年12月に策定した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（以下、国のガイドラインという。）の「地域クラブ活動に関する認定制度」に基づき、本市の要綱に沿って地域クラブ活動の認定を行います。

《認定の要件》

認定要件	条 件
①教育的意義の継承	自主的・主体的で社会性や人間性を育てることを目指した活動
②適切な時間・休養	生徒の健康のために適切な活動時間を設定 休養日：週2回 活動時間：平日2時間、休日3時間（週11時間）
③低廉な参加費	持続的な運営に必要な範囲で可能な限り低廉な参加費を設定
④適切な指導体制	すべての指導者が研修を受講し、「認定指導者登録制度」に登録（後述） 中核となる指導者が日本スポーツ協会公認指導者資格等を保有
⑤適切な安全管理	事故防止徹底、緊急時の適切な対応、保険の加入
⑥適切な運営体制	規約の整備、Nスポなよろ会員
⑦学校等との連携	地域クラブ活動と学校における方針・計画・情報の共有

※ 認定要件や条件の詳細については、別紙認定要件確認書（様式第2号）で確認してください。

※ 認定制度導入の準備が必要なことから、令和8年度末までの間は④適切な指導体制、⑥適切な運営体制を満たしていない場合でも、教育委員会等から指導助言等を行うことにより、認定を受けたとみなすことができます。

・認定指導者登録制度

地域クラブ活動の質的な向上や保護者・生徒にとって安全安心な指導体制になるよう認定地域クラブ活動で指導を行うすべての指導者は、事前に指導者登録が必要となります。

教育委員会に登録申請書を提出し、教育委員会より案内された研修を受講することで登録となります。

令和8年度研修予定：7月14日（火）18:30～ よろーな

《手続きの流れ》

①【申請】運営団体（競技団体等）が必要書類を提出してください。

- ・誓約書兼申請書（様式第1号、運営団体名で作成）
- ・活動計画書（テンプレート）
- ・認定要件確認書（様式第2号）
- ・団体の規約または会則
- ・収支計画書（テンプレート）
- ・その他（総会資料、募集要項などがあれば）

②【認定】教育委員会から認定通知書が通知されます。

市HPにおいて公開中
（認定制度・認定指導者登録）



《留意事項》

- ・ 認定の有効期間は年度末までです。(毎年度の更新が必要)
- ・ 活動の変更・休止・廃止は届出が必要です。(様式第5～7号)
- ・ 不正な運営や改善が見られない場合は、認定を取り消します。
- ・ 実績報告はありませんが、報告や調査の回答を求めることがあります。

(2) 認定地域クラブ活動推進補助金 ※確定した内容ではありません。今後変更する場合があります。

地域クラブ活動の自主的かつ主体的な活動の取組の促進を図るとともに、持続可能な地域クラブ活動の環境を整備することを目的に名寄市認定地域クラブ活動推進補助金を交付します。

《補助対象事業》

認定された地域クラブ活動が行う

- ・ 休日の地域展開として行う地域クラブ活動(土日祝日・年末年始)
- ・ 平日の地域展開として行う地域クラブ活動(平日)
- ※ 「地域展開として」は、部活動から地域クラブ活動に展開することを指します。
- ※ 休日・平日でそれぞれ補助を受けることができます。

《補助金額》 補助率 10/10 年度ごとに上限額の設定

補助対象事業	補助額	
	補助年度	補助上限額
(1) 休日地域クラブ活動	令和8年度	250,000 円
	令和9年度	150,000 円
	令和10年度	50,000 円
(2) 平日地域クラブ活動	1年目	300,000 円
	2年目	200,000 円
	3年目	100,000 円

※ 休日地域クラブ活動は令和8～10年度の期間になりますが、平日は補助金を初めて交付されてから3年度となります。市として平日地域展開の実施時期が定まれば、年度を設定することもあります。

※ 令和8年度は9月以降の経費が対象経費となりますが、地域クラブ活動を実施するための準備にかかる経費は交付決定日以降であれば対象とする予定です。

《補助対象経費》

地域クラブ活動の実施に直接必要な経費

※ 補助対象事業の区分ごとにかかる経費（休日地域クラブ活動の場合は休日の活動にかかる経費）が対象

※ 地域クラブ活動の実施に直接かかわらないものや特定の個人に利益があるものは対象外

科目	対象経費
人件費	事業に従事する者に対する給料等
諸謝金	指導者に対する謝金等
旅費	指導者の大会参加等に係る交通費等 （参加者の交通費や他補助事業で計上した経費は対象外）
通信運搬費	郵送料等
印刷製本費	チラシ、資料等の印刷等
会議費	会議で提供する飲み物等
備品費	事業に必要な範囲で、比較的長期にわたって継続使用でき、かつ、購入価格が3万円以上の物（汎用性が高いものは原則対象外）
消耗品費	事務用品、共用するスポーツ用品等
借料及び損料	会場や物品等のリース・レンタル料等
保険料	指導者及び参加者の保険料等
雑役務費	作業にかかる手数料等
委託費	業務委託等
その他	大会参加費、登録料等

《手続きの流れ》

- ①【認定】地域クラブ活動の認定を受けてください。
- ②【申請】運営団体に承認された申請書類を提出してください。
 - ・ 交付申請書
 - ・ 活動計画書（認定申請時と同一様式）
 - ・ 補助対象経費の積算内訳が分かる資料※補助対象経費のみ積算
 - ・ 口座振替申出書
- ③【交付決定】教育委員会から交付決定通知書が通知されます。※補助金の概算払い可
- ④【実績報告】年度末までに実績報告書類を提出してください。
 - ・ 実績報告書
 - ・ 活動報告書
 - ・ 月別活動報告書
 - ・ 加入者名簿
 - ・ 補助対象経費の実績内訳がわかる資料 ※補助対象経費の実績額
 - ・ 補助対象経費の領収書等
- ⑤【確定】補助金額の確定

《留意事項》 国の補助事業を活用することから、次のことに留意してください。

- ・ 確定した内容ではありません。今後変更する場合があります。
- ・ 中間報告を求めることがありますので、事前に実績報告書類を確認いただき、記録や整理を行いながら、活動してください。
- ・ 支出した証拠書類（見積書、領収書等）がないものは補助対象経費となりません。また、領収書等の宛名は補助申請者と同一でなければなりません。

指導者謝金の場合：証拠書類＋業務日報など日時、場所、指導者名、指導内容がわかるもの

旅費交通費の場合：証拠書類＋大会要項や行程表など用務地、経路がわかるもの

（３）学校施設開放事業の優先利用

認定地域クラブ活動が、部活動が土日に利用している時間帯で学校施設を優先的に利用できるよう支援を行います。

《対象となる活動》認定地域クラブ活動が行う休日の地域展開として行う地域クラブ活動

※ 他世代と活動する認定地域クラブ活動は対象

※ 中学生を含まない小学生のみの活動は対象外

《対象施設・時間》

次の施設及び時間帯は、認定地域クラブ活動が優先的に利用することができます。

- ・ 名寄中学校体育館 土日 8:00～19:00
- ・ 名寄東中学校体育館 土日 8:00～19:00
- ・ 風連中学校体育館 土日 8:00～12:00

《利用料等》 全額免除

《手続きの流れ》

①【利用調整】上半期（４月～９月）、下半期（１０月～３月）ごとに利用調整を行います。

利用調整：学校、曜日、時間帯

※ 令和８年度については、９月～３月の間で調整します。（６月中案内）

②【利用申請】利用を希望する月の前月 20 日までに利用申請書を提出してください。

利用申請：学校、日時

③【許可】 ※ 学校行事等で利用できない場合があります。

《留意事項》

- ・ 利用調整は、現在活動を予定している地域クラブにご案内いたしますが、地域クラブ活動が認定されなかった場合、学校開放の優先利用はできません。

《参考》事前調査結果 ※希望したすべてのクラブが第１希望で調整可

曜日	時間帯	名中	東中	風中
土曜日	9時-12時	名寄地区バレーボールクラブ	PIYASHIRI テニスクラブ	名寄卓球協会
	12時-15時	名寄東バスケットボールクラブ		
	15時-18時			
日曜日	9時-12時	名寄バスケットボールクラブ		
	12時-15時			
	15時-18時			